

次期 長野県耐震改修促進計画について

1 策定根拠

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）

第 2 章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（都道府県耐震改修促進計画）

第 5 条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

※ 基本方針 … 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年号外国土交通省告示第百八十四号）

2 現計画の概要

(1) 計画期間 令和 3 年度～ 7 年度（5 年間）

(2) 基本的な考え方

- 神城断層地震等の教訓を踏まえ住宅耐震化を促進
- 県と市町村が連携し耐震化の促進に取り組
- 建築関係団体と連携し耐震化啓発と支援取組強化

(3) 目標

住宅の耐震化率	92%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	95%

計画のポイント

- ▶ 住宅について、アクションプログラムによる取組みを強化し、耐震化を加速
- ▶ 要緊急安全確認大規模建築物の重点的な耐震化の促進
- ▶ 災害時に避難先として利用されるホテル・旅館等の耐震化を推進

【アクションプログラム】

住宅の耐震化加速に向けた具体的行動計画。市町村が策定。策定により国の支援制度の拡充が受けられる。

【要緊急安全確認大規模建築物】

耐震診断義務付け大規模建築物（H29. 2 月診断結果公表済）階数 3 以上かつ延べ面積 5,000 m²以上 ほか

3 次期計画の概要等

※ 現計画の進捗状況等を踏まえ来年度策定

(1) 計画期間 令和 8 年度～12 年度（5 年間）

(2) 基本的な考え方（案：検討中）

- 能登半島地震の課題や教訓に焦点を当てつつ、中山間地の多い県内事情を踏まえて策定した『長野県地震防災対策強化アクションプラン』の基本目標である『『地震災害死ゼロ』に挑戦』を踏まえた住宅耐震化の促進
- 建築関係団体と連携し耐震化啓発と支援取組強化 等

(3) スケジュール（案）

令和 7 年 5 月	基本的な考え方の整理
8 月	計画素案の検討
9 月	パブリックコメント、事業調整
11 月	計画の最終検討
12 月～	内部調整
令和 8 年 3 月	計画策定

長野県耐震改修促進計画(第III期)の概要

◇概要

■計画目的

甚大な被害の発生が予想される地震から県民の生命や財産を守る
(根拠：建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条)

■計画期間

令和3年度～令和7年度(5年間)

■基本的な考え方

- 長野県北部地震、中部地震及び神城断層地震等の教訓を踏まえ、県民の生活基盤である住宅の耐震化を促進
- 県と市町村が連携し耐震化の促進に取組む
- 建築関係団体と連携し耐震化啓発と耐震化支援の取組み強化



H26.11月 神城断層地震

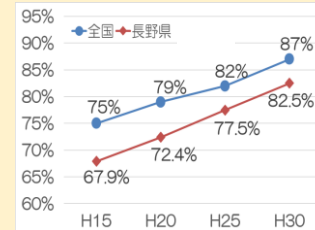
■第III期計画のポイント

- 住宅については、耐震改修に加えて、建替えや住替えの促進を図ると共に、アクションプログラム※1による取組みを強化し、耐震化を加速する。
- 要緊急安全確認大規模建築物※3について、重点的に耐震化を促進する。
- 災害時に避難先として利用されるホテル・旅館等の耐震化を促進する。

■耐震化の現状

【住宅】

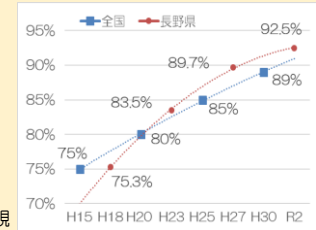
- H15から14.6%上昇(全国12%上昇)
- 耐震性が不足する住宅は約14万戸



【耐震化率の推移】

【多数の者が利用する建築物】

- 全国より高い進捗
公共：98.3%
民間：87.9%
- 学校等 99.5%
- 災害拠点病院等 100%
- 要緊急安全確認大規模建築物 81.5%



【耐震化率の推移】

◇目標と主な取組み

住宅

R7目標 **92%** (現計画 90%)



【耐震化促進に向けた取組み】

- アクションプログラム※1による耐震化の加速
 - ・策定の支援と取組みの普及(創設済37市町村)
 - ・所有者に対しダイレクトメール、個別訪問等実施
- 建替え、住替えによる耐震化の加速
 - ・現地建替えの補助制度の普及(創設済34市町村)
 - ・良質な空き家、高齢者向け住宅への住替えによる促進

【具体的な支援策】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 耐震性能の劣る住宅の、耐震改修、建替えの支援
- 古民家の外観を活かした耐震補強設計への支援

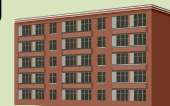
【耐震化を促進するための環境整備】

- 安価な耐震改修工法等の普及、技術者の育成
- 一定の知識を習得した改修事業者リストの公表

※1 アクションプログラム
住宅の耐震化加速に向けた具体的な行動計画。市町村が策定。策定により国の支援制度の拡充が受けられる

多数の者が利用する建築物※2

R7目標 **95%** (現計画 95%)
※要緊急安全確認大規模建築物※3 **100%**



【耐震化促進に向けた取組み】

- 規模に応じた重点的な取組み
 - ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進
- 用途に応じた重点的な取組み
 - ・避難先として活用されるホテル・旅館等の耐震化促進
 - ・負傷者の救急医療対応を行う病院の耐震化促進
- 市町村、関係部局と連携した所有者等への働きかけ
 - ・個別訪問等の実施
 - ・相談支援体制の構築

【具体的な支援策】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 要緊急安全確認大規模建築物及び避難所の耐震改修支援

※2 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法14条1号)

階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上 ほか

※3 大規模建築物で耐震診断義務あり(H29.2月診断結果公表済)

階数3以上かつ延べ面積5,000㎡以上 ほか

緊急輸送道路沿道建築物

- 代替路線の整備計画を踏まえ、義務化路線の指定について協議継続(※現在候補路線該当なし)
- 引続き、耐震診断補助等による耐震化の啓発

公共建築物(固有施設)

- 災害拠点施設等の割増補強と機能強化 19棟
 - 災害拠点以外の中規模施設等の耐震化 5棟
- | | |
|--------|-----|
| あり方検討中 | 4棟 |
| 設計着手済 | 19棟 |
| 工事着手済 | 1棟 |
| 計24棟 | |

その他

- ブロック塀等の転倒防止対策
- 非構造部材(天井、外壁等)の耐震対策
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- 建築設備の耐震対策
- 宅地の耐震化